

広島大学マスタース講演会（第20回）

「サイバー犯罪とサイバーセキュリティの法的責任」

（令和6年度広島大学マスタース講演会報告）

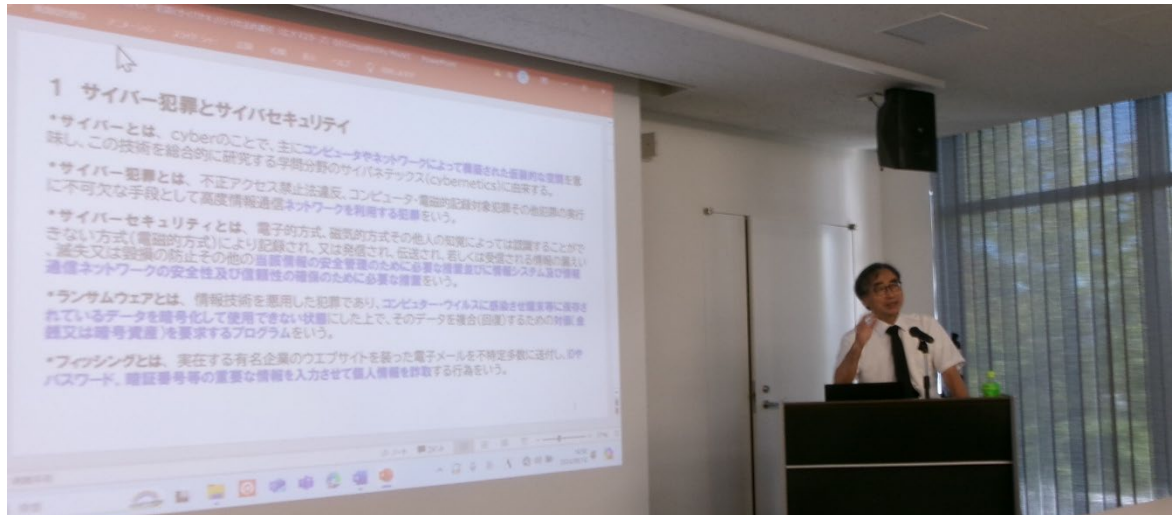
広島大学マスタース会員 上 真一

2024年9月14日（土）午後1時30分から午後3時10分まで、広島大学フェニックス交流センターミライクリエ大会議室において、鳥谷部 茂広大マスタース会員（広大名誉教授）により上記の講演会が行われた。参加者は20名であった。

今日の日常生活において、コンピュータやインターネットの利用は切っても切り離せない。それに伴いランサムウェア（コンピュータなどをウイルス感染させ、そこに保存されているデータを暗号化して使用できない状態にし、回復のための身代金的な対価を要求する悪質行為）やフィッシング（ID、パスワード、暗証番号などの個人情報を詐取し、悪用する行為）などのサイバー犯罪が横行し、企業のみならず個人もサイバー犯罪に巻き込まれる機会が増加している。本講演会ではサイバー犯罪の現状を法律家の立場から解説してもらった。その中で記憶に残った点を下記する。

- 1) セキュリティが脆弱な状態であると、ランサムウェア被害などに遭いやすい。企業も個人も常に最新の強固なセキュリティ対策を講じる必要がある。
- 2) データ回復のために対価を暗号資産などで支払うよう要求されても決して従わないこと。従えば相手を利するだけ。
- 3) 国は警察庁に「サイバー特別捜査部」を設置して、サイバー犯罪に対処する組織を増強している。
- 4) 個人情報の漏洩などによる経済的損失が発生しても（例えば、高齢者が老後に必要な財産を詐取された場合）、個人への被害回復がなされることがないのが現状。
- 5) 今後は個人被害者救済の観点から、サイバー特別捜査部や関係行政機関が関連情報を共有し、被害者の財産保全のための法的制度が必要。

講演後、参加者からの質問もあり、活発な質疑応答が行われた。



（講演会の様子）